

標準開示フォーマット（特定非営利活動法人用）

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

1. 組織情報

- 法人名称
- 所轄庁
- 主たる事務所の所在地
- 従たる事務所の所在地

■ 代表者氏名

■ 法人設立登記年月日

■ 定款に記載された目的

- 活動分野
 - 学術・文化・芸術・スポーツ
 - 環境の保全
 - 災害救援
 - 地域安全
 - 人権・平和
 - 国際協力
 - 男女共同参画社会
 - 子どもの健全育成
 - 情報化社会
 - 科学技術の振興
 - 経済活動の活性化
 - 職業能力・雇用機会
 - 消費者の保護
 - 連絡・助言・援助

■ 事業活動の概要 (400字以内)

公開用電話番号

■ ファクス

■ ホームページ

■ メールアドレス

■ 常勤職員数

■ 認定 (認定NPO法人の場合は、チェックを入れ、以下の項目も入力)

認定年月日

認定満了日

相対値基準 絶対値基準 条例指定 仮認定

■ 閲覧書類の添付 定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書／ 収支計算書
平成22年度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

2. 財務情報

■ 事業年度（直近の決算）

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

■ 活動計算書／収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計	11,012,567	0	999,999,999
1. 受取会費	230,000	0	999,999,999
2. 受取寄附金	60,000	0	999,999,999
3. 受取民間助成金	0	0	999,999,999
4. 受取公的補助金	9,027,000	0	999,999,999
5. 自主事業収益 (うち介護事業収益)	1,387,600 0	0 0	999,999,999 999,999,999
6. 受託事業収益 (うち公益受託収益)	0 0	0 0	999,999,999 999,999,999
7. その他収益	25,5084	0	999,999,999
II 経常費用計	11,012,567	0	999,999,999
1. 事業費 (うち人件費)	5,106,326 4,756,000	0 0	999,999,999 999,999,999
2. 管理費 (うち人件費)	5,901,441 1,677,000	0 0	999,999,999 999,999,999
III 当期経常増減額	0	0	999,999,999
IV 経常外収益計	0	0	999,999,999
V 経常外費用計	0	0	999,999,999
VI 経理区分振替額	0	0	999,999,999
VII 当期正味財産増減額	0	0	999,999,999
VIII 前期繰越正味財産額	0	0	999,999,999
IX 次期繰越正味財産額	0	0	999,999,999

■ 貸借対照表

平成23年3月31日現在

I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産	0	1. 流動負債	0
2. 固定資産	0	2. 固定負債	0
		負債合計	0
		III 正味財産の部	
		正味財産合計	0
資産合計	0	負債及び正味財産合計	0

■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

その他（その会計基準名）…

○○○○

■ 監査の実施

監事監査

特定非営利活動法人 のべおか市民力市場 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人のべおか市民力市場という。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を宮崎県延岡市東本小路 131 番地 5「延岡市民協働まちづくりセンター」(以下センターとする)内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、主に延岡地域において、社会公益活動を行う市民活動団体及び市民を対象に、相互の連絡、運営や活動の支援を行い、市民活動の活性化及び地域の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) 社会教育の推進を図る事業
- (3) まちづくりの推進を図る事業
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る事業
- (6) 災害救援事業
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の推進
- (10)男女共同参画社会の形成の推進を図る事業
- (11)子どもの健全育成を図る活動
- (12)情報化社会の発展を図る活動
- (13)科学技術の振興を図る活動
- (14)経済活動の活性化を図る活動
- (15)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16)消費者の保護を図る活動
- (17)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)市民活動を推進するために必要な情報の収集、場所の提供を行う事業
- (2)市民活動を推進するための相談、コーディネートに係わる事業
- (3)市民活動を行う団体の交流・協働の促進に係わる事業
- (4)市民活動推進のための調査・研究・学習講座に係わる事業

- (5)市民活動推進のための新たな拠点づくりに係わる事業
- (6)センターの運営及び管理に係わる事業
- (7)その他目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第6条 この法人は、前条の事業のほか、次の事業を行う

- (1) センターの経営自立を目指すための事業

第2章 会員

(入会・退会)

第7条 この法人の目的・事業に賛同する市民活動団体、市民であれば何人も入会することができるし、自らの意志により退会届を理事長に提出し退会することができる。

(種別)

第8条 この法人の会員は、次の 2 種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という（平成10年法律第7号）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し活動する団体と個人
- (2) 賛助会員 事業に賛助する個人・団体

(入会金及び会費)

第9条 会員の種類別に定める

- (1) 正会員は総会において別に定める会費を必要とする。
- (2) 賛助会員は別に定める賛助会会則に準じて会費を納入しなくてはならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 団体が解散又は本人が死亡したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を納入しないとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上25人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、5人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含

まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表して、その職務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするためには必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補充のため、又は増員により承認した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなくてはならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会をあたえなければならない。

(報酬等)

第18条 役員報酬又はその職務を執行するために要した費用の弁済については、総会の議決を経て、理事長が別に定める

(顧問)

第19条 この法人は顧問を若干名置く。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、この法人の最高意思決定機関であつて、正会員をもって構成する。

(機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散及び合併。
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更。
- (4) 事業報告及び収支決算。
- (5) 役員を選任・解任。
- (6) 正会員の入会金・会費。
- (7) その他運営に関する重要事項。

(開催)

第23条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第24条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から起算して10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議

事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所。

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)

(3) 審議事項。

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果。

(5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、署名押印し、これを保存しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(機能)

第31条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項。

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(3) その他総会の議決を要しない業務執行に関する事項。

(開催)

第32条 理事会は、毎年2回程度の定例会を開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合開催する。

(1) 前号以外で理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から起算して7日以内に招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第31条もしくは第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数(書面表決者がある場合には、その数を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 委員会等

(委員会等)

第39条 この法人は、第5条及び第6条の事業を円滑に運営するため正会員で構成する事業運営会および専門部会等(以下、「委員会等」という)を設置する。

2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とその他の事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。

(事業報告及び決算等)

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第47条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第51条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)に存する残余財産は、延岡市に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この団体の掲示場に掲示するとともに、夕刊デイリー新聞及び官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の局員を置く。

3 事務局長その他の専従職員は、理事会の同意を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第10章 雑則

(委任)

第56条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年6月末までとする。

3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第45条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この団体の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第9条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 会費・3,000円

平成 22 年度事業報告書

(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)

NPO 法人のべおか市民力市場

1 事業活動の成果

○ 故郷への愛着・誇りの醸成(意識)

自分たちが生まれ、育ち、家族とともに暮らす延岡を、こよなく愛し、誇りをもてるようなまちづくりをするための拠点として一層の役割を果たしていくことに努めた。

○ 市民ネットワークの推進(市民連携)

さまざまな分野の人々が集い、人々がもたらす幅広い活動の情報が集積され、情報を共有化することで、あらたな人と人との関係が生まれていく。これから市民活動、地域づくり活動に関することを希望する人たちが気軽に参加・参画できるための環境整備を整えることに努め「宮崎県北の地域医療を守る会」や「延岡発祥チキン南蛮党」「まつりのべおか」、さらには「駅周辺整備基本構想」への市民参画を促す取り組みにも積極的に支援してきた。

○ 行政、企業との連携による協働事業の推進(セクター連携)

新たなセクターとして、延岡市が目指す市民協働事業推進のため、行政と市民活動をつなぎ市民協働事業の提案、推進等を一冊にまとめた「市民協働カタログ」を作成した(23年4月中に発行)。延岡市と協働で進めている医療問題、健康長寿のまちづくり、さらに地域観光振興等を継続して推進に努めた。

○市民活動を支え、成長を促す拠点づくり(管理)

市民活動の拠点として日ごろの活動を支え、さらに活動を促す拠点として機能させるため、地域づくりコーディネーターとして専従職員1人を雇用し充実を図り、登録団体が主催するイベント等に施設を積極的に開放するなど使い勝手のいい拠点の管理運営を推進。その一環としてセンター敷地を利用した毎月2回定期的な「川中マーケット日曜日」開始した

○自治的に運営される拠点づくり(自立)

地域づくりに関する財団や国の外郭団体、県、市等の助成制度の活用等やセンター独自の事業開発、さらには市民賛助会制度を活用し、自己資金の確保を目指した模索と実践を図っていく努力を重ねているがいまだ道半ばに終わった。

2 事業内容

① センターの管理運営に関する事業

(ア) センター施設の管理運営

- ・センターを設置した延岡市から指定管理者として管理運営の委託を受け、委託契約に従ってセンターの管理運営を行った。
- ・ 定休日(毎週火曜日)と年末年始(12月29日から1月3日)と盆(8月13日から15日)を除く午前9時から午後10時まで、施設の設備等の管理運営を行った

【管理運営施設・設備】会議室 作業コーナー(コピー機、印刷機等) 市民活動フロア パソコン 多目的フロア 交流フロア ミーティングフロア等

- ・ メールボックスに登録団体への情報提供を行った。

月別利用状況等は別表①

② 中間支援組織としての事業

(ア) 市民活動の活性化を図る事業(月別相談件数は別表①参照)

- ・ 市民活動団体の活動に関する悩み相談
- ・ 市民活動団体の活性化を図るため、積極的な支援、コーディネート
- ・ 市民活動団体の事業推進、拡大のための財源確保の支援
- ・ 市民活動団体の法人化等の支援

(イ) 市民活動団体のセンター登録事業(登録件数は別表②参照)

- ・ 活動希望する人。団体の登録を進めた。

【別表②】

	登録数	
平成 20 年度	77	
平成 21 年度	82	新規団体 5
平成 22 年度	89	新規団体 7

③ 市民協働、連携に関する事業

(ア) 延岡市地域医療対策室と協働による地域医療再生のための市民活動を展開

- ▽ 内容 「宮崎県北の地域医療を守る会」の事務局を担当し、地域医療対策室と協働で全国規模のシンポジウム等に参画。全国の基礎自治体初の「地域医療を守る条例」を活かした活動状況を全国にアピールしたほか、市民に向けて条例に定められた“市民の責務”の啓発活動、講演会等の取りまとめ役を行った。

※全国各地で延岡の活動を発表(参考)

- 財団法人地域社会振興財団主催「地域医療守り・育てる住民活動全国シンポジウム 2010」に事例報告者として参加(平成 22 年 7 月 3 日～7 月 4 日 場所 全国都道府県会館＝東京都)
- 全国市町村国際文化研修所主催「トップマネージメントセミナー」に事例報告者として参加(平成 22 年 8 月 19 日 場所 全国市町村国際文化研修所＝滋賀県大津市)
- 全国医師会勤務医部会連絡協議会「地域医療再生～地域の力 医師の団結」に事例報告者として参加(平成 22 年 10 月 9 日 場所 栃木県宇都宮市 東日本ホテル)

- ▽ 成果 まだ十分な成果はでていないが、市民と行政の協働による地域医療を守る活動は全国で広く

紹介され注目を集めるようになっている。

(イ) 延岡市健康長寿推進室と協働による健康長寿推進のための行動計画書づくりとその推進

▽内容 延岡市が進める健康長寿のまちづくりのため組織された「健康長寿推進市民会議」に参加し、主要メンバーとして行動計画づくりに関与。平成 22 年 12 月に策定し、その計画に従った実施方法等についての協議に参加した。

▽成果 約 1 年間、部門別ワーキングや代表者会議等を経て、策定された行動計画に沿った市民参加の計画実施は 23 年度から本格的に始動するところまできた。これからも代表者会議の一員として支援を続けていくことになる。

(ウ) 延岡市商業観光課と協働による延岡駅周辺整備基本構想に基づくプロジェクトの支援

■延岡市から委託を受けた建築士会延岡支部と連携しながら下記の事業を主催・支援した。

○デザイン監修者候補に対するヒアリングへの参加

▽日時 平成 23 年 1 月 28 日～2 月 6 日

▽場所 延岡市民協働まちづくりセンターと延岡市中小企業振興センター

▽内容 5 人選定された候補者 1 人ずつに情報提供の機会の場を設定。延岡市の都市像について、街が誕生した近世時代から現在に至るまでの説明と質疑応答を行った。

▽成果 2 月 26 日に実施されたプレゼンテーションでそれぞれのデザインを提案した 5 人の候補者の発表に活かされた。

○延岡駅周辺整備に関する市民へのヒアリングの実施

▽日時 平成 23 年 2 月 9 日 2 月 10 日 2 月 27 日(午前・午後)

▽場所 延岡中小企業振興センター

▽内容 ランドマークプランナー・山崎亮氏をコーディネーターに延岡市で活動する市民団体の代表者等が 4 回のヒアリングに 50 人参加。山崎氏の質問に答える形で自分達の活動を発表し、今進められる市民参画の駅周辺整備のプロジェクトの基礎資料を提供した。

▽成果 事業は 23 年から決定したデザイン監修者・乾久美子氏や、山崎亮氏とともに、市民が出来ることや望むもの等をワークショップを重ねながら模索していくための準備段階として、大きな意識づけの機会になった。

④ 多彩な市民活動の拠点施設としてセンターの施設開放事業

(ア) 川中マーケットの定期的な開催

▽内容 川中地区に定期的な市場を開設することで、地域のコミュニティーづくりと、川中地区やセンターの賑わいづくりを図るもので、4 月 25 日に第 1 回の開催を決め、それ以降毎月第 2、第 4 日曜の午前 9 時から正午まで開催した。

▽ 成果 5 月に入って本格的な開催を目論んでいたが、口蹄疫問題で大切な時期に中止したこともあり、市民に定着する機会を失った感があった。しかし口蹄疫終息後、8 月以降定期的に開催。2 年目に向けて市民団体を含め出店・参加者の増大への課題を残した。

(イ) 登録団体イベント会場としてのセンターの開放

- アスリートタウン延岡主催 「GGin のべおかミニプレイ展」(5月15日～5月21日)
- 住まいづくり協議会主催 「住まいづくり in 延岡」(10月30日・10月31日)
- 延岡市ボランティア協会主催 「福祉まつり」(11月28日)

(ウ) 1階多目的フロアのギャラリー事業

- 延岡出身・スイス在住画家 伊藤静香作品展(7月22日～30日/12月1日～6日)
- 彩色画文集「ひむか思い出 77景」原画展(1月15日～1月29日)

▽成果 口蹄疫問題で、事業の中止や延期が相次いだ1年。その影響で急遽「福祉まつり」の会場として提供したが、それが主催者、参加者には逆に好評で、今年度以降、センターでの開催を決めるなど、イベント会場としてのセンターの存在感が高まってきた。

(エ) 延岡映画友の会と共催による「まちセン映画館」の開催

▽日時 平成23年2月26日

▽入場者 約100人

▽内容 東宝作品「岸壁の母」中村玉緒主演

▽成果 なつかしい映画を中心に高齢者を対象にした作品に心がけながら23年度も継続して定期的に実施することになった。

⑤ 情報発信事業

(ア)会報等情報紙の発行

- ・ 毎月1回登録会員対象情報紙「月刊市民力」の編集と発行

(イ)ホームページの管理・運営

(ウ)「協働カタログ」作成事業

(エ)MRT ラジオ「ボランティアワールド」毎月1回、延岡の市民活動情報を発信

⑥ 地域づくり人材育成事業

(ア)市民参加によるまちづくりを考えるシンポジウム

▽日時 22年8月10日

▽会場 延岡市民協働まちづくりセンター

▽参加 約80人限定

▽講師 山崎亮氏(大阪市 Lスタジオ 代表)

▽内容 建築士会延岡支部と共催。地方都市や商業施設等の振興、再生活動に取り組む山崎亮氏を講師に、山崎氏の基調講演と山崎さんがコーディネートするワークショップが行われました。会には行政関係者を含め約80人が参加し、3時間にわたって、延岡駅の再開発を中心テ

ーマに熱心な議論を展開しました

(イ)まちづくり人材養成講座 「のべおかをラジる!？」の特別意見交換会

▽日時 22年5月13日

▽講師 矢野妃佐子氏(MRT ラジオパーソナリティー)

▽参加 10人

▽内容 延岡をテーマにしたラジオ番組をつくったメンバーが、これからの活動のあり方を模索する参考にするため「街歩き」をテーマにMRTのラジオ番組を自ら制作しパーソナリティーを務める矢野を講師に迎え、その仕事の内容と、めざしているものを聞いた

▽成果 延岡の食文化をテーマにした「チキン南蛮だけじゃない!」という8分ほどの番組を制作。3月28日午後5時からMRTラジオ「サンデーラジオ大学」中で放送。22年度はラジオ番組づくりから、実際にナンバントライの活動の一環としての「ナンバンウォーク」や「エンパク街歩き」などのまちづくり事業に結びついている。

⑦ 調査事業研究事業

(ア) 市民活動団体等アンケート調査

▽実施時期 平成22年6月

▽対象 198団体(回答113団体 回答率57.1%)

▽内容・成果 センター開設3年を経たところで、センター事務局が把握している延岡市内の市民団体(登録外を含む)を対象に活動の現状とセンターの利用についてを中心に調査した。。

それぞれに複数回答で活動上の課題を問うと、①人材60②活動資金48といった具合に、人材と資金に対して苦勞していることがわかった。センターは拠点、資金、人材の確保を大きな仕事としているが、拠点については、ある程度確保できてきているものの、資金、人材に確保については、まだまだセンター運営において、課題であることをしつかりと受け止めなくてはならない。特に注目すべきは、3年前の調査では、活動資金と、人材確保の順位が入れ替わっていることで、各団体の高齢化が進むとともに、新たな人材の確保がより深刻な事態になっていることがわかり、センターでの人材確保事業を早急に進める必要性を感じさせた。

また行政に対してどんな支援が必要かの問いも、財政支援がもっと多く、人材育成支援が2位となっており、他の支援策を圧倒するなど、今後、延岡市の行政と連携しながら、二つの課題の解決に向けて協働して取り組むことが必要であることがわかったが、その一方で延岡市のまちづくり活動支援事業の利用も確実に広がっていることも分かった。

延岡市民協働まちづくりセンター管理月報 (平成22年度)

月	会議室										作業コーナー										多目的			利用		相談件数		備考
	大会議室		中会議室		小会議室①		小会議室②		有料総件数		コピー	カラーコピー		印刷機		ポスター		PC	件数	人数	延べ数	来所	電話					
	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	人数	人数	人数										
4月	24	580	17	231	27	247	15	137	9	1195	74	1091	2	55	81	660	55073	1	2	7	19	734	2587	35	13			
5月	25	637	26	351	20	167	15	97	4	1252	59	923	4	20	64	339	25828	4	15	8	18	594	2376	33	16			
6月	15	346	19	293	21	150	16	105	5	894	39	687	1	2	42	164	10570	0	0	10	9	194	1467	31	19			
7月	20	511	26	383	29	223	21	157	5	1274	30	369	1	2	44	210	12340	2	7	10	35	1216	2870	21	16	伊藤静香絵画作品展		
8月	24	537	20	296	20	130	16	105	2	1068	24	289	3	58	49	153	15525	0	0	9	16	432	2015	25	7			
9月	20	473	25	399	24	165	27	200	3	1237	51	994	3	30	60	253	18418	3	6	8	9	251	1950	26	28			
10月	25	442	27	350	25	142	23	118	3	1052	47	665	2	15	44	163	19855	4	13	10	12	806	2359	26	21	住まいづくりin延岡 市民生活展		
11月	17	272	24	230	26	134	22	102	4	738	28	252	4	23	42	176	18090	5	53	7	20	1411	2524	24	22	ふれあい福祉まつり 伊藤静香絵画作品展		
12月	11	227	12	158	24	178	11	44	6	607	16	206	1	1	33	116	9832	2	7	5	24	983	2002	31	17	人形劇・障害者フォーラム		
1月	18	451	19	300	21	156	16	104	7	1011	29	530	2	35	52	257	40589	4	7	11	36	540	1988	37	15	ひむか77景原画展		
2月	18	454	21	306	24	220	14	123	6	1103	33	662	1	3	53	154	15135	6	31	11	22	639	2142	24	17	絵本原画展 映写会「岸壁の母」		
3月	12	282	18	233	20	164	20	132	6	811	34	409	6	36	101	570	53389	1	5	10	14	225	1524	32	23	市民のつどい		
合計	229	5212	254	3530	281	2076	216	1424	60	980	464	7077	30	280	665	3215	294644	32	146	106	234	8025	25784	345	214			
特記事項																								理事長	事務局長			